やなぎ通信 2022年3月号 相続・後見のプロフェッショナル 大阪無料相談所 网倍野区あべのベルタ

監修:やなぎ総合法務事務所

大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所

VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎKAJIグループ

発行:司法書士法人やなぎ総合法務事務所 行政書士法人やなぎKAJIグループ

やなぎグループから旬の法律ニュースをお届け

#### **TOPIC**

「遺産分割に関する新たなルールの導入と相隣関係の相続の見直しについて」

弊所ホームページ内のブログやニュースレター等を通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。

弊所ホームページのQRコードを掲載いたしますので、アクセス下さい。 内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。





# 司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



春の日差しを感じるこの頃、新生活に向けて多忙な日々をお過ごしの方も多くいらっしゃるかと思います。一方で、新型コロナウイルスによるご被害や、戦禍による被害をお受けの方には、深くお見舞い申し上げます。これらの情勢を受けて、日本でも物価高騰がささやかれておりますが、一日も早く世界中の皆様が、日常を取り戻せるようお祈り申し上げます。



司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表社員 柳本 良太

# 相続に関する民法ルールの見直し

2021年(令和3年)に民法(相続法)が大幅に改正されました。この改正により、相続に関するルールが大きく変わります。新しいルールの適用開始時期(施行時期)は、2023年(令和5年)4月1日からとなります。 大幅な民法改正によって、相続に関する様々なルールの見直しと導入が図られています。

「<mark>具体的に何が変わる?</mark>」「**これからの相続とどう関わってくる?**」といった疑問を持つ方は多いでしょう。 2021年に改正が行われた相続に関する民法の中で、今回は、「**遺産分割に関する新たなルールの導入**」と「**関係 の相続の見直し**」について解説していきます。

## 遺産分割に関する新たなルールの導入

相続が発生してから、遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて しまい、遺産は多数の相続人による共有状態となってしまいます。その結果、共有者の意 新たなルールとは?見がまとまらなかったり、行方が分からなかったりして、遺産の管理・処分が難しくなっ



てしまいます。また、遺産分割をする際には、法律で定められた相続分(法定相続分)等を基礎としつつ、個別の事情を考慮して、本当に相続人間で公平になるよう具体的な相続分を算定するのが一般的です。具体的な相続分とは、簡単に言うと、例えば、生前贈与を受けたこと(特別受益)や、療養看護等をしていたこと(寄与分)等の事情があれば、その分を受け取る相続分に増減させるというものです。しかし、長期間が経過するうちに、そういった事情に関する証拠等がなくなってしまい、遺産分割をすることが難しくなるといった問題が起こっています。そこで、こういった"具体的な相続分が考慮できず、遺産分割ができない"といった問題点を解消するための仕組みが新たに設けられました。

#### 長期間経過後の遺産分割のルール

被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、

原則として、具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は 指定相続分によって画一的に行うこととされました。

**※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続について** も適用されますが、次のように施行時から5年間の猶予期間 が設けられます。  施行時に相続開始から既に10年が経過しているケース…施行時から5年が経過した時が基準 相続開始 10年経過 施行時 これ以降は具体的相続分による分割の利益東央
5年の展予期間
施行時から5年以内に相続開始から10年が経過するケース…施行時から5年が経過した時が基準 これ以降は具体的相続分による分割の利益東央
5年の展予期間

改正法の施行日前に開始した 相続についても適用されるの で、早めの遺産分割が肝心。

## 相隣関係の相続の見直し

#### どんな見直しがされるの?



水道管・電気回線・電話線・テレビの回線等のライフラインを通すために、隣接地の 土地(もしくはその上空・地下も含む)を使用する場合や越境して自分の土地に入っ てきた竹木を切断したい場合等には、これまでは隣接地所有者自身の承諾が必ず必要 でした。

しかし、隣接地が空屋であったり、相続が発生している等のために、隣地の所有者の 所在が分からない場合には、隣地の利用や枝の切取り等に必要となる隣地所有者の同 意を得ることができないため、土地の利用や、活用が困難となってきていたという問 題があります。

そこで、**隣地を円滑・適正に使用することができるようにするため、相隣関係に関するルールの様々な見直し**がおこなわれました。

#### 隣地使用権のルールの見直し

境界調査や越境してきている竹木の枝の切取り等のために隣地を一時的に使用することができることが明らかにされるとと もに、隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合にも隣地を使用することができる仕組みが設けられました。

# ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、<mark>導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利</mark>があることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルール(事前の通知や費用負担などに関するルール)も整備されました。

## 越境した竹木の切取りのルールの見直し

催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない 場合には、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組みが整備されました。

わざわざ裁判をしなくても 枝が切れるようになります

## まとめ

これまでは、遺産分割において学生時代の大学院進学資金だとか、結婚時の支度金等、親の介護をしてきた等、 遠い昔のことでも、特別受益や寄与分について遡り主張することができました。しかし、改正法では、原則と して相続開始から10年を経過すると特別受益や寄与分の主張ができなくなります。これを主張するには、家 庭裁判所での調停や審判手続において主張をし、しっかり証明しなければならなくなります。

そのため、相続人間で、こういった点に差がある場合には改正法が施行される前に、お早めに遺産分割協議を おすすめ下さい。

## 今月のお客様の声ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります!

大阪市のM様

とても丁寧なか事をして下すり、ありがとうございました。 又、国まっに事があれば、相談しにいと思います。 その時が よろしくる顔いします。





やなき総合法務事務所の家族信託・相続サポート TEL:0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中 Email support@yanagi-law.com



